

1. 保存樹林制度について

(1) 制度の考え方

地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹木や樹林を、土地所有者のご理解とご協力を得ながら、ふるさとのみどりとして指定し保存していく制度。

(2) 保全の進め方

仙台市と樹林の所有者とが、以下の役割を分担し、互いの合意に基づき協力しながら樹林を保全していく。

- ① 仙台市の役割
保全に必要な限度において次のとおり援助する。
 - ・ 病虫害防除を行う。
 - ・ 補植のための苗木等のあっせんを行う。
- ② 樹林所有者の役割
・ 枯損の防止等その他の適切な保全に努める。

(3) 経済的支援

- ① 樹木の枯損防止措置や樹林の管理行為などに対する助成制度を設けている。
- ② 樹木保存区域について固定資産税および都市計画税の課税を免除している。

2. 保存樹林の指定状況（令和4年7月30日現在）

表1 仙台市内の保存樹林

形態	所在地
ケヤキ街路樹	青葉通、定禅寺通
イチョウ街路樹	勾当台通外記丁線など3路線（2件）
ヒマラヤシーダ林	勾当台公園、西公園
シラカシ生垣	青葉区広瀬町（マンション敷地内）
アカマツ林	青葉区上愛子（企業所有地）
屋敷林	青葉区八幡一丁目、青葉区上杉二丁目、若林区日辺など 12件（個人所有11、企業所有1）
計 20件	

3. 審議対象樹林

(1) 概要 ※5.（裏面）を参照のこと。

表2 審議対象保存樹林の概要

指定番号	17	所在地（形態）	青葉区上杉二丁目（屋敷林）	
指定年月日	令和元年12月26日	面積 （樹木保存区域）	1445.01㎡	
主な樹種	ヤブツバキ、イロハモミジ、スギ、サクラ、サルスベリ 等			
仙台駅からの距離	約1.7km	区域区分	市街化区域	

(2) 位置



図1 審議対象保存樹林の位置

4. 指定解除の理由

昨年秋に保存樹林を含む敷地が現在の所有者へ譲渡された際、所有者は敷地内建物を活用し、緑地についてもできるだけ保全する考えを示していたが、今年3月に発生した県内最大震度6強の地震により建物に大きな被害が生じたため、所有者は建物の再活用を断念し、敷地利用計画についても新たに検討することとした。

所有者から、保存樹林の指定基準を満たす形での土地利用が困難であることから、保存樹林ならびに樹木保全区域の指定を解除したい旨の申出があったことにより、指定解除を行うもの。

5. 樹林の状況（保存樹林指定時）

(1) 平面図

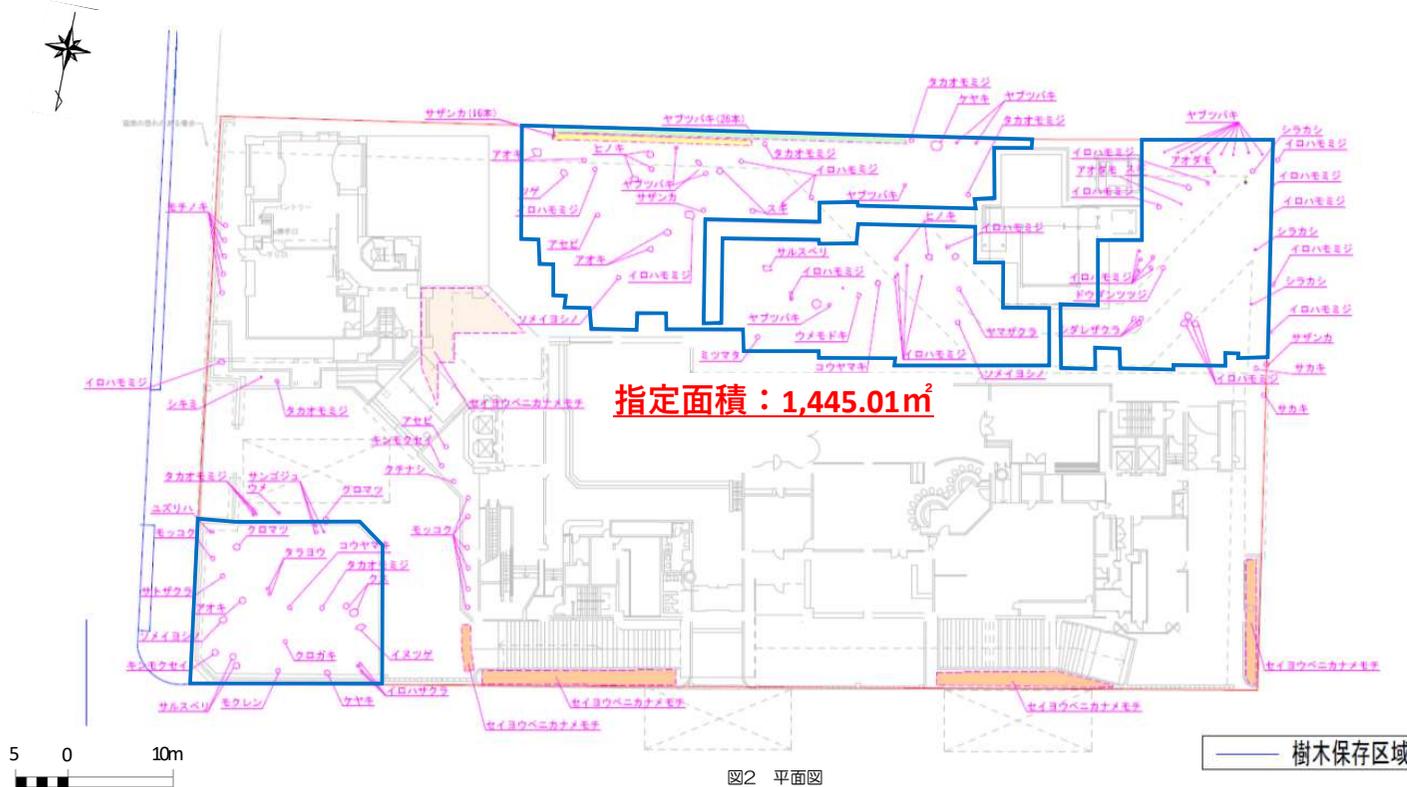


図2 平面図

表2 保存樹林内の樹種と本数

樹種	本数	樹高ごと内訳				
		20m以上	10m以上 20m未満	5m以上 10m未満	5m未満	
常緑 針葉樹	スギ	6	3	3		
	ヒノキ	4	4			
	コウヤマキ	3	1	1	1	
	クロマツ	2		2		
	広葉樹	ヤブツバキ	38			36
		シラカシ	3			3
		イヌサカキ	1			1
		クスノキ	1		1	
		サカキ	1			1
		タラヨウ	1		1	
		ツゲ	1			1
		モッコク	1			1
		サンゴジュ	1			1
		ユズリハ	1			1
落葉	広葉樹	イロハモミジ	26	15	11	
		サクラ類	6	1	4	1
		サルスベリ	3		2	
		ケヤキ	2		2	
		アオギリ	1			1
		アオシダレ	1			1
		ウメモトキ	1			1
		カキ	1			1
		コブシ	1			1
		ドウタンツツジ	1			1
モクレン	1			1		
合計	108	8	27	31	42	

(2) 画像



(敷地南側の樹林内の様子(東側))



(敷地南側の樹林内の様子(中央))



(敷地南側の樹林内の様子(西側))